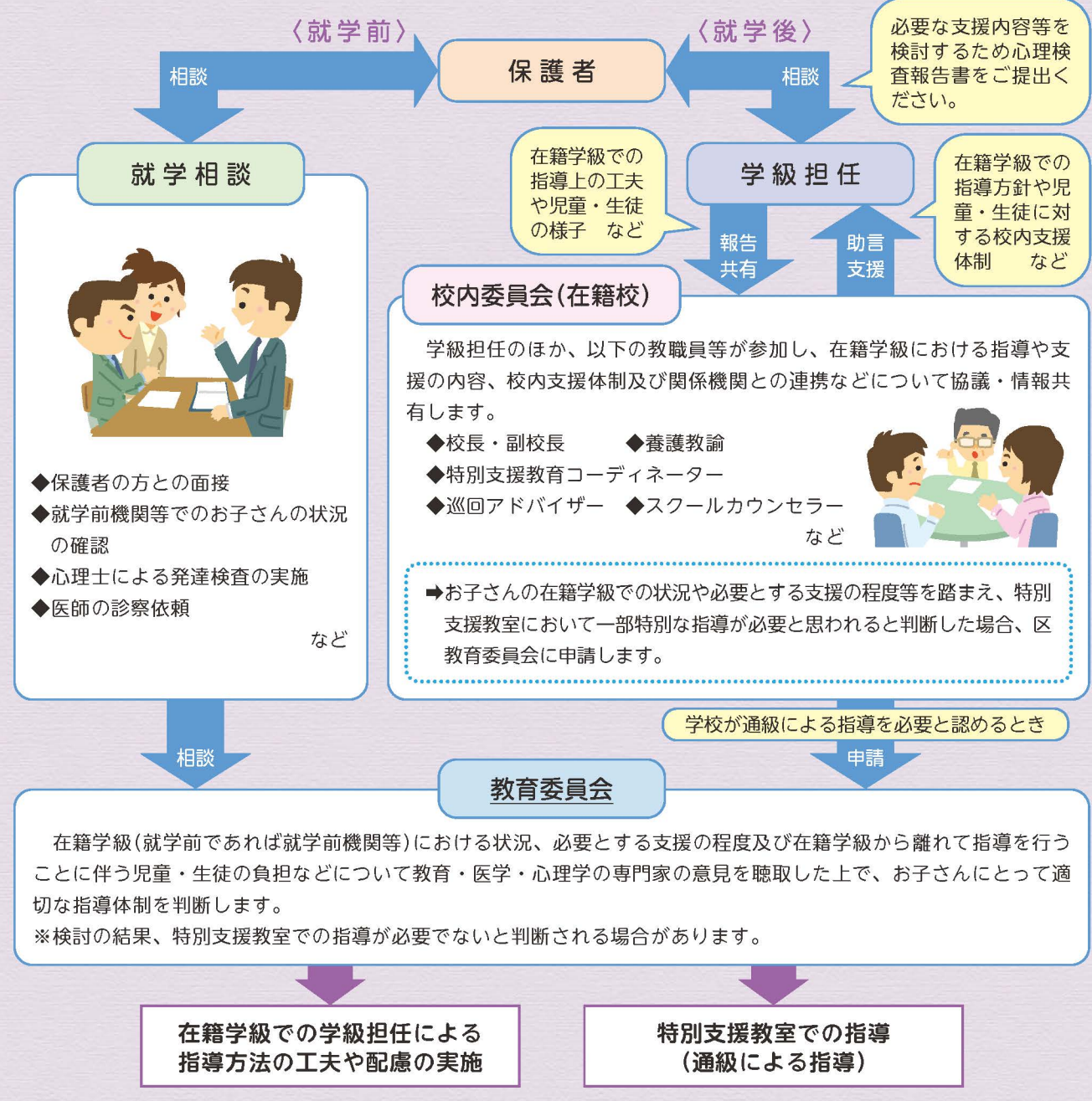


千代田区の発達障害教育

特別支援教室の指導開始までの流れ

在籍している学校の学級担任、特別支援教育コーディネーター等にご相談ください。校内委員会(在籍校)において、在籍学級での課題や支援の必要性を検討します。学校での検討が終わった後は、教育委員会(教育・心理学等の専門家)がお子さんの状況を確認し、指導の必要性等を判断します。

※就学前の方は、児童・家庭支援センターにご相談ください。



落ち着きがないから、授業中ちゃんと座ってられないんじゃないかな・・・

文字を読むのが苦手みたいだから、授業についていけるか心配だな・・・



自分の気持ちをコントロールしたり発信したりするのが苦手なのよね・・・

お子さんの成長や発達が気になったら・・・
千代田区では「特別支援教室」の制度(通級による指導)を導入し、支援の体制を整えています。

◆特別支援教室の概要

千代田区立小学校・中学校・中等教育学校では、特別支援教室における指導・支援を中心に、発達障害のある児童・生徒に対する支援を行います。

特別支援教室

通常の学級に在籍し、一部特別な指導を必要とする児童・生徒が、在籍学級における障害による学習上又は生活上の困難さの改善・克服を図るため、一部の時間、別の教室で指導を受けられる制度です。

令和3年度から都立高校での通級による指導が導入されることに伴い、中等教育学校(後期課程)においても都立高校に準じて実施します。

◆早期発見・早期支援が重要!!

発達障害は、外見から課題が見えにくく、「怠けている」「反抗的である」などの誤解を受けることがあり、本人や保護者も学習上・生活上の課題が障害に起因することに気がつきにくい。必要な指導や支援につながらない場合があります。早期に発見し、適切な指導・支援を行うことで、在籍学級での充実した生活につなげることができると言われています。

相談したいときは

千代田区立児童・家庭支援センター発達支援係

千代田区神田司町2-16(神田さくら館6階) 電話 03-5296-9281 FAX 03-5298-0240

※在学中のお子さんは、在籍している学校へ相談の上、児童・家庭支援センターにご連絡ください。

○千代田区の特別支援教育の詳細はこちら

<http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kosodate/gakko/tokubetsushien/index.html>



令和3年4月 発行

編集・発行 千代田区教育委員会事務局指導課(特別支援教育担当)

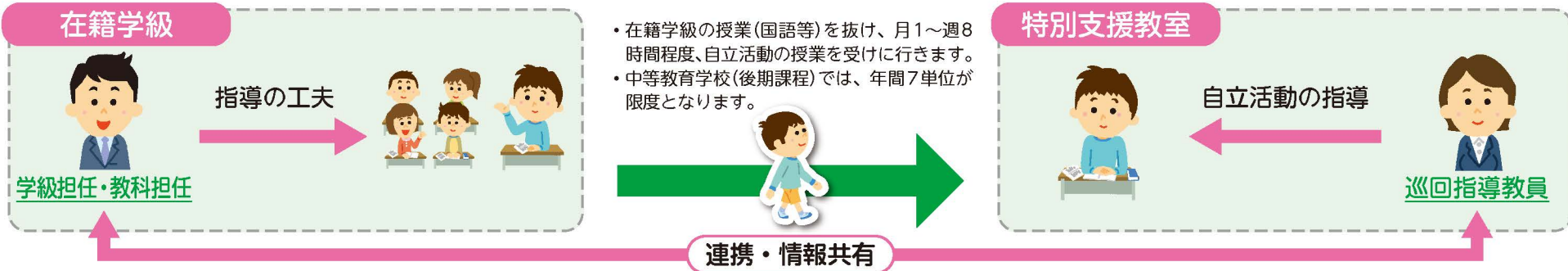
所在地 千代田区九段南1-2-1 TEL 03-5211-3666 FAX 03-3288-3420

千代田区における特別支援教室での指導・支援

◆特別支援教室の目的は？

児童・生徒の学習上・生活上の困難さを改善・克服し、障害の状態に応じて可能な限り多くの時間、在籍学級で他の児童・生徒と共に有意義な学校生活を送ることができるようになることです。

各学校の指導・支援体制



学級担任と巡回指導教員の連携・情報共有により、児童・生徒の在籍学級における困り感を把握し、その困り感に応じた指導を行います。

千代田区では、巡回指導教員以外にも心理の専門家や特別支援教室専門員、特別支援教育専門員等が支援を行っています。

- 心理の専門家・・・児童・生徒の状態を把握し、指導上の配慮について教員に助言します。
 - 講師(特別支援教育)・・・児童・生徒の状態を把握し、特別支援教室での指導等を行います。
 - 特別支援教室専門員及び特別支援教育専門員・・・教員とともに、児童・生徒の行動観察や教材作成等を行います。
- ※中等教育学校(後期課程)においては、都立高校における通級による指導に準じて指導を行います。

巡回



拠点校



巡回指導教員

巡回指導教員

- ・あらかじめ決められた曜日・時間に対象の児童・生徒が在籍する学校を巡回し、特別支援教室において指導を行います。
- ・巡回指導教員同士が常に指導の方法や教材等を共有していくことで質の向上を図り、一人一人の児童・生徒の状況に応じて適切な指導を行います。
- ・中等教育学校(後期課程)では、当該校の教員が指導を行います。

拠点校	巡回校
番町小学校	麹町小学校
九段小学校	富士見小学校
千代田小学校	お茶の水小学校
和泉小学校	昌平小学校
神田一橋中学校	麹町中学校
	九段中等教育学校

◆特別支援教室の対象となる児童は？

通常の学級に在籍し、知的障害はないが、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害があつて、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部、特別な指導を必要とする児童・生徒が対象です。

自閉症

円滑な人間関係が築けない、周囲の人が考えていることの推測が苦手等の発達の偏りが見られ、一部特別な指導を必要とする程度のもの

情緒障害

主として心理的な要因による選択性かん黙(※)等があるもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

学習障害(LD)

聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難があり、一部特別な指導を必要とする程度のもの

注意欠陥多動性障害(ADHD)

年齢あるいは発達に不釣り合いな不注意や衝動性、多動性の状態等があり、一部特別な指導を必要とする程度のもの

※選択性かん黙とは、心理的な要因により、特定の状況(例えば、家族や慣れた人以外の人に対して、あるいは家庭の外など)で音声や言葉を出せず、学業等に支障がある状態を言います。

[Q 自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害があれば全員対象なの?]

障害がある場合でも、在籍学習での指導方法の工夫や配慮により、特別支援教室での指導を受けずに在籍学級での生活を送ることができる児童・生徒もいます。また、特別支援教室での指導を受けるためには、在籍学級の授業(国語等)を抜けなければならない負担がかかるため、児童・生徒の障害の程度や在籍学級等での状況を十分考慮の上、特別支援教室での指導が適しているのかを検討する必要があります。

[Q なぜ知的障害のない児童・生徒が対象なの?]

知的障害のある児童・生徒に対する学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な指導は、生活に結びつく実地的・具体的な内容を継続して指導することが必要となります。そのため、知的障害のある児童は一定の時間のみ取り出して指導を行うことにはなじまないため、特別支援教室の対象とはなりません。(文部科学省編著「障害に応じた通級による指導の手引」より)

◆どのような指導をするの？

特別支援教室では、一人一人の障害の状態や発達の段階等に応じた指導目標を設定して、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導(自立活動)を行います。児童・生徒の指導目標が達成された場合、特別支援教室を退室します。

なお、教科の補習や在籍学級での学習の遅れを取り戻すための指導は行いません。

〈指導内容の例〉

- 場面にあった挨拶や発言が苦手な児童・生徒に対して、友達との遊びや会話の場面を想定した表現の練習を重ねることで、その場に応じた適切な言葉づかいや表現方法を身に付ける。
- 課題を期日までに提出することや学習計画を立てることが苦手な児童・生徒に対して、スケジュール帳を使って生活や学習の予定を可視化することにより、自己管理の方法や学習の進め方を身に付ける。
- 体の使い方や姿勢の保持が苦手で、落ち着きがない児童・生徒に対して、様々な課題を設けた運動を繰り返し行うことで、バランス感覚や触覚、運動感覚を高める。

◆在籍学級での指導方法の工夫や配慮による支援って？

児童・生徒の障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を図るため、在籍学級においても、以下の取組や工夫などにより、安心して学校生活を送ることができるよう、指導方法の工夫や配慮を行っています。

〈在籍学級における支援の例〉

- 黒板周辺の掲示物等を減らし視覚からの刺激が入らないような環境の整備
- 書くことが苦手な児童・生徒へのICT機器を活用した授業作り
- 児童・生徒に対する指示の出し方や言葉かけの工夫